

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年11月1日

【四半期会計期間】 第43期第2四半期(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

【会社名】 大研医器株式会社

【英訳名】 DAIKEN MEDICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 圭一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06 - 6231 - 9917

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 大浜 正彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06 - 6231 - 9917

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 大浜 正彦

【縦覧に供する場所】 大研医器株式会社東京支店
(東京都千代田区東神田二丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第42期 第2四半期 累計期間	第43期 第2四半期 累計期間	第42期 第2四半期 会計期間	第43期 第2四半期 会計期間	第42期
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高	(千円)	2,727,210	2,963,327	1,360,210	1,535,848	5,739,369
経常利益	(千円)	374,229	463,157	197,053	248,225	819,135
四半期(当期)純利益	(千円)	212,368	268,147	107,998	144,005	487,503
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)					
資本金	(千円)			495,875	495,875	495,875
発行済株式総数	(株)			3,980,000	7,960,000	7,960,000
純資産額	(千円)			3,413,092	3,849,745	3,688,253
総資産額	(千円)			6,741,449	7,271,977	7,200,400
1株当たり純資産額	(円)			939.33	524.87	507.54
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	58.45	36.63	29.72	19.64	67.08
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	57.04	35.96	28.95	19.31	65.41
1株当たり配当額	(円)	0.00	0.00	0.00	0.00	17.00
自己資本比率	(%)			50.6	52.9	51.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	125,976	472,172			551,536
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	138,896	144,039			240,512
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	133,485	202,676			318,781
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)			1,014,617	1,278,722	1,153,266
従業員数	(名)			116	124	117

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計(会計)期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 当社は、平成21年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

記載すべき関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	124 (151)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の当第2四半期会計期間の平均人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は、医療機器等の製造販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、生産、受注及び販売の状況につきましては、当社の製品群別に記載しております。

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績を製品群別に示すと、次のとおりであります。

製品群	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
フィットフィックス関連	433,832	129.5
シリンジェクター関連	181,713	93.4
電動ポンプ関連	31,337	119.9
手洗い設備関連	86,754	142.5
その他	48,823	86.9
合計	782,461	116.3

(注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社は、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を製品群別に示すと、次のとおりであります。

製品群	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
フィットフィックス関連	870,651	121.0
シリンジェクター関連	423,530	107.4
電動ポンプ関連	15,310	90.9
手洗い設備関連	173,869	103.5
その他	52,487	85.3
合計	1,535,848	112.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間における経済情勢は、我が国をはじめ各国政府、金融当局の景気刺激策の効果や中国などの新興国の内需拡大等を背景に一時は回復基調で推移していたものの、本質的な改善には結びつかず、引き続き円高、個人消費の低迷、雇用情勢の停滞等が継続し、先行きの不透明感を払拭できない状況が続いております。

また、医療機器業界を取り巻く事業環境は、中国や米国の医療制度改革により、市場規模の拡大が見込まれているものの、診療報酬及び保険償還材料価格の改定、国内外メーカーとの価格競争の激化等により、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、医療現場におけるQOLや安全性の向上、医療機関の経営の合理化、省力化に結びつく製品の常時安定供給を優先事項と掲げ、ユーザーと密着した営業活動の推進、品質を確保しながらもコスト競争力をもった生産体制の構築並びに高度先進医療分野への開発活動の強化に取り組んでまいりました。

当第2四半期会計期間の経営成績の分析は次のとおりであります。

売上高

売上高は1,535百万円（前年同期比12.9%増）となりました。これは、主力のフィットフィックス関連及びシリンジェクター関連が引き続き伸長したこと等によるものです。

フィットフィックス関連では、手術用の吸引器であるフィットフィックスについては、引き続きシェア伸長に向けた販売促進活動を推進した結果、販売量が大きく伸びました。また、病棟用の吸引器であるキューインポットについては、市場浸透を図るべく積極的な普及活動に努めるなか、消耗品であるキューインポットライナーの販売量が大きく増加いたしました。これらの結果、フィットフィックス関連全体では、870百万円（前年同期比21.0%増）となりました。

シリンジェクター関連では、4月に改定された償還価格の下落や他メーカーとの競争の激化などの影響により市場競争は激しさを増してきておりますが、製品の優位性等を活かした当社PCAセットへの置き換えを図り、引き続きPCAセットが伸長したことが主な要因であります。シリンジェクター関連全体では、423百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

営業利益

営業利益は257百万円（前年同期比27.9%増）となりました。これは主として売上の拡大により売上総利益が増加したこと等によるものです。

経常利益

経常利益は248百万円（前年同期比26.0%増）となりました。これは主として営業利益が増加したことに加えて、支払利息の軽減等によるものです。

四半期純利益

四半期純利益は144百万円（前年同期比33.3%増）となりました。これは主として法人税等が増加したものの、経常利益が増加したことによるものです。

(2) 財政状態の分析

資産

流動資産は前事業年度末に比べて、118百万円増加し4,268百万円となりました。これは、主として原材料が49百万円減少したものの、現金及び預金が125百万円、製品が38百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

固定資産は前事業年度末に比べて、46百万円減少し3,003百万円となりました。これは、主として減価償却費が有形固定資産の取得を上回ったことにより、有形固定資産が33百万円減少したこと等によるものです。

負債

流動負債は前事業年度末に比べて、56百万円増加し2,449百万円となりました。これは、主として1年内返済予定の長期借入金が273百万円、1年内償還予定の社債が100百万円それぞれ減少したものの、短期借入金が430百万円増加したこと等によるものです。

固定負債は前事業年度末に比べて、146百万円減少し973百万円となりました。これは、主として長期借入金が150百万円減少したこと等によるものです。

純資産

純資産は前事業年度末に比べて、161百万円増加し3,849百万円となりました。これは主として繰越利益剰余金が剰余金の配当により123百万円減少したものの、四半期純利益を268百万円計上したこと、自己株式がストック・オプションの行使により16百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べて、125百万円増加し1,278百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により取得した資金は384百万円（前年同期比199百万円増）となりました。これは主として税引前四半期純利益を249百万円、減価償却費を80百万円それぞれ計上したことと、仕入債務の増加が68百万円あったものの、売上債権の増加が59百万円あったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は64百万円（前年同期比12百万円増）となりました。これは主として有形固定資産の取得により65百万円支出があったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は155百万円（前年同期比3百万円増）となりました。これは、短期借入金の増加が100百万円あったものの、長期借入金を251百万円返済したことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間の研究開発費の総額は79百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
提出 会社	和泉アSEMBリー センター (大阪府和泉市)	医療機器等の 製造販売事業	生産管理 システム	63,000		自己資金	平成22年 10月	平成23年 10月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,840,000
計	25,840,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,960,000	7,960,000	東京証券取引所 (市場第一部)	1単元の株式数 100株 完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない、当社の標 準となる株式
計	7,960,000	7,960,000		

(注) 当社株式は平成22年10月13日をもって、東京証券取引所市場第二部から市場第一部に指定されました。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成20年3月14日〔第2回新株予約権〕臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	375 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,000 (注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり283 (注)2、4
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 283 (注)4 資本組入額 142 (注)4
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、株式分割による調整の結果200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 1株当たりの行使価額は、当初565円とする。

なお、当会社が時価を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

- 4 平成21年9月15日開催の取締役会決議により、平成21年10月1日付をもって平成21年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割することを決議いたしました。これにより、株式分割の効力発生日以降における新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々分割による調整がなされております。

(平成20年3月14日 [第3回新株予約権] 臨時株主総会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	605 (注) 1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,000 (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり283 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 283 (注) 5 資本組入額 142 (注) 5
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、株式分割による調整の結果200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 1株当たりの行使価額は、当初565円とする。

なお、当会社が時価を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4 新株予約権の割当てを受けた従業員の退職に伴い、新株予約権の数が平成20年10月21日付で30個、平成20年12月26日付で30個、平成21年2月1日付で20個、それぞれ減少しております。

5 平成21年9月15日開催の取締役会決議により、平成21年10月1日付をもって平成21年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割することを決議いたしました。これにより、株式分割の効力発生日以降における新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、各々分割による調整がなされております。

(平成22年7月15日 [第5回新株予約権] 取締役会決議)

	第2四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,200 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成24年8月1日 至平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,200 資本組入額 600
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後の付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2 1株当たりの行使価額は1,200円とする。

なお、当社が株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の交付(ただし、新株予約権および新株予約権付社債の権利行使に伴う株式の交付を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約

権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権の権利行使期間

上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

ト 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について株主総会で承認され、取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日		7,960,000		495,875		400,875

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
山田 満	大阪府堺市堺区	1,539	19.33
山田 圭一	大阪府堺市南区	1,529	19.21
山田 雅之	東京都世田谷区	778	9.78
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	606	7.62
山田 米子	大阪府堺市堺区	384	4.83
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	189	2.38
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	169	2.13
大研医器従業員持株会	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6-1	133	1.67
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリー ティー クライアンツ (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	東京都中央区日本橋3丁目11-1	70	0.88
大浜 正彦	奈良県奈良市	54	0.67
計		5,456	68.55

- (注) 1 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式数であります。
2 上記のほか当社所有の自己株式626千株(7.86%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 626,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,332,800	73,328	
単元未満株式	普通株式 1,200		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,960,000		
総株主の議決権		73,328	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が20株含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大研医器株式会社	大阪府大阪市中央区道修 町3丁目6-1	626,000		626,000	7.86
計		626,000		626,000	7.86

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	938	912	884	860	838	808
最低(円)	877	710	780	780	707	693

(注) 1 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

2 当社株式は平成22年10月13日をもって、東京証券取引所市場第二部から市場第一部に指定されました。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第2四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第2四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,278,722	1,153,266
受取手形及び売掛金	2,118,940	2,123,335
製品	496,900	458,667
仕掛品	67,764	74,253
原材料	142,868	192,026
繰延税金資産	96,516	96,516
その他	68,001	53,212
貸倒引当金	1,483	1,483
流動資産合計	4,268,231	4,149,795
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	870,896	872,673
土地	1,197,677	1,197,677
その他(純額)	496,745	528,935
有形固定資産合計	2,565,318	2,599,286
無形固定資産		
投資その他の資産	60,515	69,364
投資有価証券	12,784	16,851
繰延税金資産	252,172	250,517
その他	138,654	143,668
貸倒引当金	25,700	29,083
投資その他の資産合計	377,911	381,953
固定資産合計	3,003,746	3,050,605
資産合計	7,271,977	7,200,400
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	689,237	681,918
短期借入金	860,000	430,000
1年内償還予定の社債	-	100,000
1年内返済予定の長期借入金	349,785	623,011
未払法人税等	201,878	199,923
未払費用	205,442	204,684
その他	142,722	152,718
流動負債合計	2,449,066	2,392,255
固定負債		
長期借入金	449,158	599,572
退職給付引当金	66,415	62,641
役員退職慰労引当金	446,013	445,958
その他	11,578	11,720
固定負債合計	973,165	1,119,891
負債合計	3,422,232	3,512,147

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,875	495,875
資本剰余金	420,868	418,121
利益剰余金	3,085,065	2,940,456
自己株式	151,526	167,740
株主資本合計	3,850,282	3,686,712
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	871	1,540
評価・換算差額等合計	871	1,540
新株予約権	333	-
純資産合計	3,849,745	3,688,253
負債純資産合計	7,271,977	7,200,400

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
売上高	2,727,210	2,963,327
売上原価	1,368,008	1,531,851
売上総利益	1,359,202	1,431,475
販売費及び一般管理費	¹ 976,118	¹ 955,755
営業利益	383,083	475,720
営業外収益		
受取利息	334	221
受取配当金	104	106
受取補償金	660	1,297
その他	700	1,105
営業外収益合計	1,800	2,730
営業外費用		
支払利息	10,499	7,694
株式公開費用	-	4,952
その他	155	2,646
営業外費用合計	10,654	15,293
経常利益	374,229	463,157
特別利益		
固定資産売却益	-	390
貸倒引当金戻入額	-	1,219
特別利益合計	-	1,610
特別損失		
固定資産除却損	9,902	16
特別損失合計	9,902	16
税引前四半期純利益	364,326	464,751
法人税等	² 151,958	² 196,603
四半期純利益	212,368	268,147

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,360,210	1,535,848
売上原価	698,859	802,579
売上総利益	661,350	733,268
販売費及び一般管理費	¹ 459,922	¹ 475,648
営業利益	201,427	257,620
営業外収益		
受取利息	152	117
受取配当金	2	-
受取補償金	263	774
助成金収入	-	300
その他	390	288
営業外収益合計	808	1,480
営業外費用		
支払利息	5,028	3,623
株式公開費用	-	4,952
その他	155	2,298
営業外費用合計	5,183	10,875
経常利益	197,053	248,225
特別利益		
固定資産売却益	-	390
貸倒引当金戻入額	-	1,159
特別利益合計	-	1,550
特別損失		
固定資産除却損	9,895	8
特別損失合計	9,895	8
税引前四半期純利益	187,157	249,767
法人税等	² 79,159	² 105,761
四半期純利益	107,998	144,005

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	364,326	464,751
減価償却費	88,104	156,172
貸倒引当金の増減額（は減少）	11	3,383
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,800	3,774
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	3,250	55
受取利息及び受取配当金	438	327
支払利息	10,499	7,694
株式公開費用	-	4,952
固定資産売却損益（は益）	-	390
固定資産除却損	9,902	16
売上債権の増減額（は増加）	30,378	11,609
たな卸資産の増減額（は増加）	53,997	17,414
仕入債務の増減額（は減少）	70,742	58,338
未払金の増減額（は減少）	64,552	36,735
未払費用の増減額（は減少）	11,416	633
その他	36,043	12,858
小計	336,630	671,717
利息及び配当金の受取額	342	223
利息の支払額	10,215	7,746
法人税等の支払額	200,781	192,021
営業活動によるキャッシュ・フロー	125,976	472,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	87,547	145,114
有形固定資産の売却による収入	-	468
無形固定資産の取得による支出	49,740	-
その他	1,609	606
投資活動によるキャッシュ・フロー	138,896	144,039
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	400,000	430,000
長期借入金の返済による支出	453,807	423,640
社債の償還による支出	-	100,000
配当金の支払額	79,678	122,850
自己株式の処分による収入	-	18,961
株式公開費用の支払額	-	4,952
その他	-	194
財務活動によるキャッシュ・フロー	133,485	202,676
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	146,406	125,456
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,023	1,153,266
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,014,617	1,278,722

【表示方法の変更】

当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日至平成22年9月30日)
(四半期損益計算書関係) 前第2四半期会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「助成金収入」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第2四半期会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「助成金収入」は120千円であります。

【簡便な会計処理】

当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第2四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日)
1 税金費用の計算 当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,540,956千円	有形固定資産の減価償却累計額 1,395,030千円

(四半期損益計算書関係)

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与手当 210,359千円 退職給付費用 2,699千円 役員退職慰労引当金繰入額 14,083千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与手当 214,680千円 退職給付費用 2,922千円 役員退職慰労引当金繰入額 13,222千円
2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	同左

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与手当 104,887千円 退職給付費用 1,421千円 役員退職慰労引当金繰入額 6,499千円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 従業員給与手当 107,042千円 退職給付費用 1,337千円 役員退職慰労引当金繰入額 6,680千円
2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	同左

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の当第2四半期累計期間末残高と当第2四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の当第2四半期累計期間末残高と当第2四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年9月30日現在)
現金及び預金 1,014,617千円	現金及び預金 1,278,722千円
預入期間が3か月超の定期預金 千円	預入期間が3か月超の定期預金 千円
現金及び現金同等物 1,014,617千円	現金及び現金同等物 1,278,722千円

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	7,960,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	626,020

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第2四半期 会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	333
合計		333

(注) 平成22年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	123,538	17.00	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医療機器等の製造販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

四半期財務諸表への影響額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名、当社従業員 91名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 100,000株
付与日	平成22年8月1日
権利確定条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	平成22年8月1日～平成24年7月31日
権利行使期間	平成24年8月1日～平成26年7月31日
権利行使価格(円)	1,200
付与日における公正な評価単価(円)	40

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
524円87銭	507円54銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,849,745	3,688,253
普通株式に係る純資産額(千円)	3,849,411	3,688,253
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	333	
普通株式の発行済株式数(株)	7,960,000	7,960,000
普通株式の自己株式数(株)	626,020	693,020
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	7,333,980	7,266,980

2 1株当たり四半期純利益金額等

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 58円45銭	1株当たり四半期純利益金額 36円63銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 57円04銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 35円96銭

(注) 1 当社は、平成21年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前第2四半期累計期間の1株当たり四半期純利益金額は29円22銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は28円52銭であります。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	212,368	268,147
普通株式に係る四半期純利益(千円)	212,368	268,147
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	3,633,540	7,319,833
普通株式増加数(株)	89,477	136,709
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	29円72銭	1株当たり四半期純利益金額	19円64銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28円95銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19円31銭

(注) 1 当社は、平成21年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合における前第2四半期会計期間の1株当たり四半期純利益金額は14円86銭、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は14円47銭であります。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第2四半期会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	107,998	144,005
普通株式に係る四半期純利益(千円)	107,998	144,005
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	3,633,540	7,330,784
普通株式増加数(株)	97,340	126,002
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要		

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月2日

大研医器株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大研医器株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大研医器株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月1日

大研医器株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 林 彰

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大研医器株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第43期事業年度の第2四半期会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大研医器株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。